

# 平岡会計だより

2025.4 Vol. 184

発行元



税理士法人 平岡会計事務所

大阪府中央区天満橋京町1番26号

尼信天満橋ビル7階

TEL06(6966)5858 FAX06(6966)5868

<http://www.hiraoka-kaikei.jp/>

## <目次>

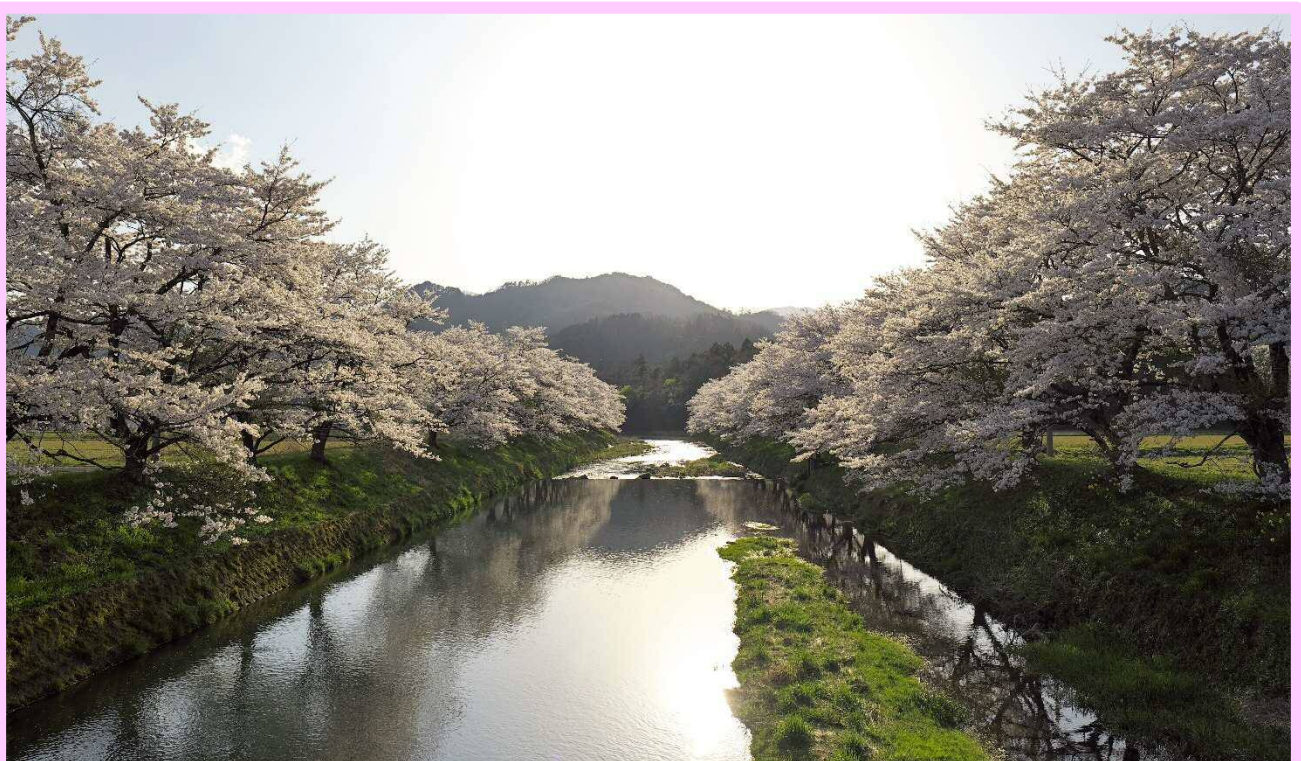
|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 税務》デジタル資産の取り扱いについて…………… | P 2 |
| 特集》企業認定制度について……………      | P 3 |
| 労務》社会保険料の改定……………        | P 4 |

## ～ 103万円の壁はどうなる？ ～

衆議院で修正された103万円の壁への対処は、この号が発行される頃には参議院も通過しているのでしょうか。昨年末の税制改正大綱では給与所得控除の最低額を55万円から65万円へ、基礎控除を48万円から58万円へとそれぞれ10万円ずつ引き上げる予定でした。

紆余曲折を経て、基礎控除は所得に応じた上乘せがなされました。改正後の基礎控除は、合計所得金額が132万円以下では37万円上乘せされて95万円に、132万円超336万円以下では88万円に、336万円超489万円以下では68万円、489万円超655万円以下では63万円となります。

適用は令和7年分からとなりますが、今年については毎月の源泉徴収税額は従前どおりとし、12月の年末調整で上乘せ分が適用されます。所得132万円以下の95万円控除は恒久措置とされていますが、132万円超については令和7年と8年の2年間限定です。また19歳から22歳までの特定扶養控除も親族等のアルバイト収入により控除額が変動します。各種の所得控除について所得に応じたスライド制が導入されることとなり、給与計算ソフトの使用を前提とした複雑な改正は現場に混乱を招くことが予想されます。



稲葉川沿いの桜（豊岡市）

# ～デジタル資産の取り扱いについて～

最近、経済・社会のデジタル化に伴いインターネット上で取引される「デジタル資産」が増えています。容易に取引ができる反面、アクセスするために必要な情報が本人しか分からず、相続などの場面でトラブルになることもあります。今回はデジタル資産の取り扱いについてご説明します。



## 1. デジタル資産とは？

デジタル資産とは、**インターネットを介してオンライン上に所持している財産の総称**のことをいいます。ネットを介しているため、情報端末であるパソコンやスマホによってその情報が管理されているのが特徴です。

### ★★★ デジタル資産の一例 ★★★

- ・ ネット銀行やネット証券の口座残高
- ・ 交通系電子マネー、〇〇ペイなどのキャッシュレス決済サービスの残高
- ・ クレジットカードの利用で貯まるポイント
- ・ サブスクリプションサービスの利用料金
- ・ キャリア決済サービスの利用料金
- ・ F X (外国為替証拠金取引)、暗号資産など



## 2. デジタル資産の情報は当事者しか知らない

デジタル資産の管理運用者の多くは当事者で、**必要な情報は当事者しか知らない**という事がほとんどです。また、他人がその存在や内容を把握することも容易ではありません。

前述の通り日頃身近に使っているものが「デジタル資産」として存在しており、特に**金銭的価値のあるデジタル資産**は注意が必要です。

各種ネット口座や電子マネー、暗号資産などの金銭的価値のあるデジタル資産は、通常の預貯金や有価証券、不動産等と同様に所有者が亡くなれば相続の対象となるため、相続人は「その存在を知らなかった」、「IDやパスワードが分からないのでアクセスできない」などの問題も多く見受けられます。そうならないためにも、対策を立てておく必要があります。

## 3. 対策は「リスト化」と「共有」

デジタル資産の早期かつ適切な管理は、後々の家族等の負担を減らすだけでなく、トラブルに巻き込まれるリスクを減らすことにもつながります。まずは、できる事から始めてみることをオススメします。

### 【対策①】デジタル資産の内容をリストアップする

所有しているデジタル資産をリストアップし、一目で分かるようにしておきましょう。作成したリストは、紙に出力してファイリングするなど、アナログで管理する方が「アクセスできない」といったトラブルを防ぐことができます。

### 【対策②】信頼できる人に共有しておく

資産の一覧に加え、ログインするために必要なIDやパスワードも一緒に書き留め、パスワードを変更した場合にはその都度差し替えるようにします。【対策①】で作成したデジタル資産のリストやファイル、その保管場所などは、家族などの信頼できる人と情報共有しておきましょう。



(作成：柏本津也子)



## ～企業認定制度について～

企業認定制度とは、厚生労働大臣や経済産業大臣などが一定の基準を満たした企業に認定を与えるものです。認定されると、各省庁のHPでの公表や、自社の商品や広告に認定マークを表示することができ、社会的なアピールにつながります。また政府が行う公共調達での加点評価対象や融資の優遇措置などのメリットがあります。



### ○くるみん認定

- ・対象・・・厚生労働大臣から「子育てサポート企業」として認められた企業
- ・評価基準・・・下表【労働者数が300人以下の一般事業主の特例】について

| ①～④のいずれかに該当すればよい ※R7年4月1日改定版                            | トライくるみん | くるみん            | プラチナくるみん        |
|---|---------|-----------------|-----------------|
| ① 計画期間内に子の看護等休暇取得した男性労働者                                | ○       | ○               | ○               |
| ② 労働時間の時短措置を利用した男性労働者（中学卒業前の子を有する）                      |         | ※人数公表の必要あり      | ※人数公表の必要あり      |
| ③ 計画期間とその開始前の一定期間の男性の育児休業取得率                            | 10%以上   | 30%以上           | 50%以上           |
| ④ 企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者（中学卒業前の子、もしくは小学校就学前の孫を有する） | ○       | ○<br>※人数公表の必要あり | ○<br>※人数公表の必要あり |

※4月1日の改定より、すべての基準において、一定期間の女性労働者もしくは育児休業等の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業取得率がそれぞれ75%以上であることが必要になります。

- ・メリット・・・「くるみん助成金」の受給（上限50万円）・「賃上げ促進税制」における税額控除率の上乗せ・公共調達における加点評価・自社商品や広告などへの認定マークの表示

### ○えるぼし認定

- ・対象・・・厚生労働大臣から「女性の活躍推進に取り組んだ企業」として認められた企業
- ・評価基準・・・採用における男女別の競争倍率・女性の継続就業率・女性の管理職比率等
- 【えるぼし認定】→女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である
- 【プラチナえるぼし認定】→行動計画の目標達成や実施状況が特に優良である
- ※毎年、実績状況を「女性の活躍推進企業データベース」に公表する必要があります。

- ・メリット・・・日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活力強貸付）」を低金利で利用可能・公共調達における加点評価・ハローワーク求人票等における認定表示・自社商品や広告などへの認定マークの表示

### ○その他の認定

- ・ユースエール認定（若者の雇用・育成に積極的で、若者の雇用状況が優良な中小企業が対象）
- ・もにす認定（障害者の雇用促進および安定に関する取り組みの実施状況が優良な中小企業が対象）
- ・トモニンマーク（仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組んでいる企業が対象）

上記の認定は、主に採用時のアピールとして有効で、認定企業のみが参加できる就職面接会への参加が可能になります。

### ○申請について

くるみん認定やえるぼし認定は、各都道府県の労働局に「一般事業主行動計画の策定」を届け出る必要があります。策定後も、計画の実施状況の公表が必要です。その他の認定では、専用の総合サイト等から申請する場合があります。

## ～ 社会保険料の改定 ～

令和7年度の社会保険料率が変わります。給料計算の時には、料率の変更を忘れないようにしましょう。



### ●健康保険料及び介護保険料

協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)からの改定となります。



健康保険料率は、都道府県ごとに異なります。[令和7年度都道府県単位保険料率](#)

- 東京都 9.91%
- 大阪府 10.24%
- 奈良県 10.02%
- 京都府 10.03%
- 兵庫県 10.16%
- 和歌山県 10.19%

介護保険料率は、全国一律に1.60%から1.59%に改定されます。40歳から64歳までの方は、健康保険料率に加わります。

### ●雇用保険料

| 負担者<br>事業の種類 | ①<br>労働者負担<br>(失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率のみ) | ②<br>事業主負担                |                  | ①+②<br>雇用保険料率 |
|--------------|---|---------------------------|------------------|---------------|
|              |   | 失業等給付・<br>育児休業給付の<br>保険料率 | 雇用保険二事業の<br>保険料率 |               |
| 一般の事業        | 5.5/1,000                                   | 9/1,000                   | 5.5/1,000        | 14.5/1,000    |
| (令和6年度)      | 6/1,000                                     | 9.5/1,000                 | 6/1,000          | 15.5/1,000    |
| 建設の事業        | 6.5/1,000                                   | 11/1,000                  | 6.5/1,000        | 17.5/1,000    |
| (令和6年度)      | 7/1,000                                     | 11.5/1,000                | 7/1,000          | 18.5/1,000    |

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は上記のとおりです。

一般の失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに**5.5/1,000**に変更になります。



(作成:平野順子)



### 『没入読書』

著者:渡邊康弘 発行:サンマーク出版

「本の内容が頭の中に入ってこない」、「働きはじめてから、読書に時間が取れなくなった」。近年、本を読みたくても読めなくなった人が多いといいます。しかし、その理由は「忙しいから」だけではありません。それは、スマホが身近になったから。反射的に起こる通知に身を委ねてしまうと、私たちはその刺激から抜け出せなくなるのです。

本に集中できる方法が「没入読書」です。没入読書の特徴は3つ。「やる気や意志力を使わない」「意識的に集中しようとしない」「本を読むことに価値があると体に思い込ませる」。没入の状態とは、「目標を設定」したり、「呼吸を整えたり」といった具体的な方法で導くことが可能です。さらに、本の難易度が自分にとって易しすぎても、難しすぎても集中が切れてしまいます。本書では具体的な方法で、科学的に集中力を自動的に高める方法を紹介しています。

### －編集後記－

今月13日よりいよいよ大阪・関西万博が開催されます。1970年に開催された大阪万博では、未来の製品や技術の展示が話題でしたが、まさに現在のスマートフォンや電気自動車の原型といえます。また大阪万博以降に普及したもので、意外だったものがヨーグルトです。大阪万博のブルガリア館で提供された本格的なプレーンヨーグルトに衝撃を受けた食品会社が「ブルガリアヨーグルト」を開発したそうです。商品のロゴは、当時のブルガリア館の「ブルガリア」の文字をそのまま採用したそうです。大阪・関西万博でも、未来につながる発見が沢山あるといいです。(浜崎)